

佐世保市の営繕工事における週休2日促進工事試行要領

1 目的

本要領は、佐世保市の営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

週休2日とは、次の 、 又は の状態をいう。

完全週休2日(土日)とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成通知日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

完全週休2日(土日)とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所(現場休息)されている状態をいう。なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所(現場休息)し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所(現場休息)日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所(現場休息)日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで

で」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

3 対象工事

佐世保市及び佐世保市水道局が発注する営繕工事に適用する。

ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）

「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」（除雪工事や応急復旧工事）

災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本試行要領の対象工事とする。

(2) 工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期

間が4週間未満であることが想定される工事

(3) 供用を控える等工期に制約がある工事

(4) その他週休2日**促進**工事を行うことが困難と判断される工事

4 発注方式

受注者希望方式とする。

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日**促進**工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び**現場管理費**を補正する。

完全週休2日（土日）**促進**工事（4週8休以上） 労務費 1.02

現場管理費 1.01

月単位の週休2日**促進**工事（4週8休以上） 労務費 1.02

市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日**促進**工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和7年3月25日付け国営積第7号）を準用する。なお、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、「表A-2 建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

(2) 積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に(1)により**労務費を補正し**工事費を積算して、予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、**完全週休2日（土日）**の4週8休以上となる場合は、補正係数を(1)に変更して増額変更する。

月単位の4週8休に満たない場合は、**補正係数を除し請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する**。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合）については、**契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する**。

6 対象工事である旨等の明示

入札方式は、一般競争入札または指名競争入札によるものとし、発注者は入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望方式の「週休2日**促進**工事」であることを明示する。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

工事着手前

- ・受注者は、週休2日の取組の希望の有無を工事打合せ簿で監督員に協議するものとする。ただし、この時点で月単位か通期かを宣言させる必要はない。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、**完全週休2日（土日）**又は**月単位**の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・発注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員に提出する。

工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督員に提出する。

その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
 - ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (2) 週休 2 日工事の見える化
受注者は、週休 2 日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- (3) 適正な工期の確保
余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- (4) 工事成績評定
通期の週休 2 日促進工事（ 4 週 8 休以上）**以上**を実施した場合は、工事成績採点の考査項目別運用表により、評価を行う。
- (5) 元請下請の取引の適正化
週休 2 日**促進**工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

8 その他

受注者は、週休 2 日促進対象工事完了後、「週休 2 日**促進**工事」の実施の有無にかかわらず、アンケートに協力するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日以降に起工する営繕工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に起工する営繕工事から適用する。